

国立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 27 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、
条例の一部を改正するものである。

国立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

国立市認可地縁団体印鑑条例（平成 12 年 3 月国立市条例第 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7
号」に改める。

第 5 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。